

【お知らせ】臨時休業の延長と登校日について

平戸市立生月中学校

- 1 臨時休業期間 令和2年5月10日（日）まで
- 2 留意事項
 - (1) 5月7日（木）と8日（金）を「登校日」とし、予防策を徹底したうえで、学習状況の確認や今後の家庭学習及び生活指導等を行います。（終日）
なお、両日とも給食を実施します。
 - (2) 臨時休業期間中の9日（土）・10日（日）についても、基本的に自宅等で過ごし、不要不急の外出はしないようにお願いします。
 - (3) 臨時休業期間中の部活動は実施しません。
 - (4) 大型連休中に、風邪の症状が出た場合や、37.5度以上の発熱や強い全身のだるさ、息苦しさがあった場合は、7日（木）と8日（金）の「登校日」には、学校には登校しないでください。登校日の朝、中学校へ連絡をお願いします。（「欠席」にはなりません。）
なお、症状が重い場合等、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、県北保健所（57-3933）に連絡、相談するようにしてください。この場合も、中学校へ連絡をお願いします。
- 3 その他
 - (1) 5月11日（月）以降の対応については、7日（木）または8日（金）の登校日に、改めてお知らせします。
 - (2) 大型連休中に、市内または生月地区で、新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合は、上記以外の対応（登校日の中止等）があり得ます。
※その場合は、態度決定を行い次第、学級連絡網等でお知らせします。